

津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書

高知市教育委員会（以下「甲」という。）、高知市立青柳中学校（以下「乙」という。）及び高知県（以下「丙」という。）は、南海トラフ巨大地震等が発生した際、生徒等が緊急に避難しなければならないときに、丙が所有する施設を生徒等の緊急避難場所（以下「避難場所」という。）として使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は、丙が所有する次に掲げる施設が海拔20mを超える所に位置していることから、当該施設を避難場所として使用することを承諾し、乙に使用させるものとする。ただし、使用場所については、丙は、生徒等の安全な避難に配慮し、状況に応じて必要な変更をすることができる。

- （1） 所在地 高知市五台山4200-6
- （2） 所有者 高知県
- （3） 名称 高知県立牧野植物園
- （4） 使用場所 芝生広場、駐車場

2 甲及び乙は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、丙の了解の下にて行うものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は、東南海地震、南海地震等による大津波警報の発令など、緊急に避難が必要な津波が発生し、又は発生するおそれがある時から、甲乙丙が避難場所としての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は、対象施設を避難場所以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は、無償とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は、第2条の使用期間を終えたときは、地震、津波等の災害により損傷した部分を除き、対象施設を原状に回復しなければならない。

2 前項の場合において、生徒等が破損しなければ避難が困難であり、やむを得ず破損したことが明らかな箇所の原状回復に要する費用の負担については、甲乙丙で協議を行うものとする。

(利用者責任)

第6条 丙は、対象施設に生徒等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期限)

第7条 この協定は、平成24年10月4日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議事項)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年10月4日

甲 高知市教育委員会
高知市教育長

乙 高知市五台山3923
高知市立青柳中学校
校長

丙 高知県知事